

「山形県営繕工事における週休２日確保工事实施要領」の改定の概要

令和８年１０月１日

■ 改定の背景

営繕工事における働き方改革の推進を目的とし、令和５年７月から「営繕工事における週休２日確保工事实施要領」に基づき週休２日確保工事に取り組んでいます。

国の官庁営繕工事においては、令和８年４月にこれまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、費用計上等を実施しない方針が示されたことから、本県においても営繕工事における実施要領を改定するものです。

また、県発注の土木工事を対象とする「山形県県土整備部週休２日確保工事实施要領」は、令和８年１０月１日適用をもって改定が行われています。

■ 改定内容

項目	改定前	改定後
発注方法	発注者指定型として発注。	発注者指定型の廃止。
工事費	達成状況に応じて、労務費、共通仮設費率、現場管理費率等を補正。	週休２日の達成状況に応じた経費補正を行わない。
実施証明書	要件を満たした工事に「週休２日実施証明書」を発行	「週休２日実施証明書」を発行する対象工事は、令和９年９月までに公告し、令和９年度中に完成する工事とする。

■ 適用

令和８年１０月１日以降に発注手続きを開始する工事から適用。